

# 運転経歴証明書の交付を受ける方へ

## 「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 「運転経歴証明書交付済シール」を取得すれば、お持ちのマイナンバーカードを便利に活用できます！！
- ★ シールをマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できます**。
- ★ シールの交付申請は、**大分県運転免許センター、各警察署、杵築幹部交番及び津久見幹部交番**に申請してください。  
※受付時間等については、お問い合わせください。

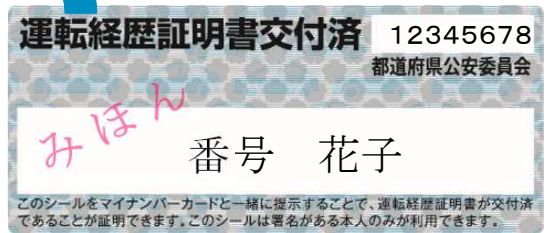
### シールの使い方

- 1 シールを**マイナンバーカードケースの裏面に貼って**、マイナンバーカードと一緒に携帯してください。  
※ 運転経歴証明書やマイナンバーカード本体には貼らないでください。
- 2 バスやタクシーの割引等、サービスの提供を受けようとする際に、**マイナンバーカードと一緒に提示**してください。

<マイナンバーカードケース（裏面）のシールを貼る箇所>



ケースのマス目が3列であれば、1列目以上の黄色部分に、2列であれば、マス目より上の黄色部分に貼ります。



### 注意事項

- シールは、署名がある本人のみが利用できます。
- シールの接着面に触らず、ケースのホコリや油分、汚れを拭き取ってから貼り付けてください。
- シールは、貼り付けた後、はがすと再使用できない構造になっています。マイナンバーカードケースに貼る際にはご注意ください。
- シールをなくしたり、破れたり又は盗まれたりしたときは、再交付を受けることができます。再交付を受けたい方は、シールの交付窓口にご相談ください。

大分県警察

お問合せ先：大分県運転免許センター（電話：097-528-3000）